

道路の維持管理方針(案)

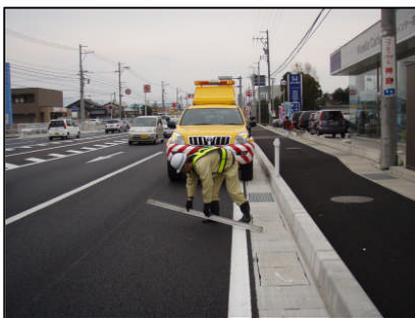
行政刷新会議での結果を踏まえ、これまで地域ごとバラツキのあった巡回、清掃、除草、剪定等の各作業について、全国統一の基準に基づき北陸地方整備局の方針を定め、平成22年度より運用します。

道路の維持管理方針(案)本文はこちら↓

<http://www.hrr.mlit.go.jp/road/maintenance/policy.pdf>

【これまで】	⇒	【平成22年度より運用】
<p><巡回></p> <p>▶ 平日毎日、休日2日に1回</p>	⇒	<p>▶ 原則 2日に1回</p>
<p><清掃></p> <p>路面清掃 ▶ 年間 0~6回</p> <p>歩道清掃 ▶ 年間 0~1回</p> <p>排水構造物清掃 ▶ 適宜</p>	⇒	<p>▶ 原則 年間6回以内 (D I D内)</p> <p>▶ 原則 年間1回以内 (上記以外)</p> <p>▶ 原則 落葉等の除去に限定して実施</p> <p>▶ 原則 年間に1回を目安</p>
<p><除草></p> <p>▶ 年間 0~3回</p>	⇒	<p>▶ 原則 年間1回</p>
<p><剪定></p> <p>▶ 高木、中木 適宜</p> <p>▶ 低木 年間 0~1回</p> <p>▶ 寄植 年間 0~2回</p>	⇒	<p>▶ 高木・中低木 原則3年に1回程度</p> <p>▶ 寄植 原則1年に1回程度</p>

【巡回】



【清掃】



【除草】



【剪定】

